

# 福島民商

第794号  
2019年  
2月20日

発行者 福島民主商工会

福島市丸字字台十九一

TEL 024/553/7222  
FAX 024/553/7268

全国商工  
新聞付録  
昭和26年  
11月27日  
第3種郵便物認可

## ラジオのコマーシャルを聞いて 事務所を訪問しました

一月二十四日、事務所におみえになった方が「昨年職場を定年退職し、開業したので、確定申告のことが心配でした。たまたまかけていたラジオから、民商のコマーシャルが流れて、自分の心配事を聞いてもらえるかもと思って相談に伺いました」とのことでした。

早速民商の取り組みなどを説明し、入会いただきました。お住まいが福島市森合なので「清水支部」に所属していただき、二月十日の清水支部の計算会に参加。支部のみなさんに紹介し、一緒に申告の仕方を勉強してもらいました。

「近所に新規開業の方々がありましたらぜひ声をかけてみてください。民商をぜひ宣伝

## 民商に入会しました

### ＝これからの申告計算会日時と会場＝

2月24日(日)	午後1時	成川集会所(須南)
	午後1時半	南沢又集会所(清水)
2月25日(月)	午後1時半	梁川二瓶宅(伊達東)
2月26日(火)	午後1時半	大橋宅(岡山支部)
2月27日(水)	午後1時半	管田カラオケ(信陵)
3月3日(日)	午後1時半	飯坂学習センター (飯坂支部)
	午後1時半	遠藤宅(霊山石田班)
3月10日(日)	午後1時半	成川集会所(須南)

消費税の署名、全商連会館建設募金を計算会場に持参ください

## いちどに納税が大変な場合は「納税の猶予」「換価の猶予」を申請しましょ

申告計算は進んでいますか。所得税はいくらに納税するつもりですか。消費税の納税はありますか。各地で計算会が始まっています。その中で、「納税が大変」という話が出ています。

今年の自主計算パンフレットの十六ページには「権利として納税緩和制度の活用を」と題して解説が載っていますので是非ご覧ください。

申告納税制度は、憲法の「主権は国民に存する」という国民主権にもとづいており、二十五条では「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しておりますことから、一度に納税が困難な場合は「権利」として、分割で納税することを主張しても何ら不利益になることはありません。

「納税の猶予」は、自然災害や火災、盗難、家族の病气、事業の休・廃業、事業の著しい損害、またはこれらに類する場合、納税の猶予が可能です。

「換価の猶予」は、事業の継続、生活の維持をするうえで、これを困難にする財産の差し押さえを猶予し、または解除することができるといふもので、申請書がありますから、遠慮しないで活用しましょう。

いずれも申告学習会等で説明しますから、納税が困難だと思う方は、ぜひご相談ください。個人情報ですから、秘密は守ります。